### 総務省令第八十三号

地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)の施行に伴い、 並びに地方税法 (昭和二十

税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 五年法律第二百二十六号)及び地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の規定に基づき、

地 方

平成二十一年八月二十四日

総務大臣 佐藤 勉

# 地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第一項中「令第九条の八の六第二号」を「政令第九条の八の六第二号」に改める。

第四条の三の二第一項中「令第二十四条の二の五第二号」を「政令第二十四条の二の五第二号」に改める。

第十条の二の五中「令第四十八条の十四の五第二号」を「政令第四十八条の十四の五第二号」 に改める。

附則第三条第一項第一号中「第五十条第一項第一号」を「第二十七条第一項第一号」に改め、 同項第二号

中了 第五十条第一項第二号」を「第二十七条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第五十二条」を「第二

十九条」に改める。

附則第十八条を次のように改める。

(道府県民税配当割納入申告書等の特例)

第十八条 法附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合における第三条の十第一項及び第二項

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二号の十五様式	第十二号の九様式	第三条の十第二項
第十二号の十四様式	第十二号の八様式	
第十二号の十三様式	第十二号の七様式	第三条の十第一項

第三号様式別表の裏面を次のように改める。

<ul><li>○税額の計算方法</li><li>総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③</li></ul>	生 支払金額 控除額 15,000円以下の <sub>へを</sub>	配偶者 一般 33万円 同居特別席 一般 56万円 控 除 老人 38万円 害の場合 老人 61万円	<ul><li>○税額控除(調整控除)</li><li>合計課税所得金額が200万円以下の者</li></ul>	◎税額控除(配当控除)	1,000万円 1,000万円	◎税額控除(寄附金税額控除) 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額
課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④	会とき	所 得 金 額 控除額	次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、 市町村民税3%)に相当する金額	課税所得金額	以下の部分 超の部分	が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当 する金額)が5千円を超える場合には、その超える金額の道府
税額控除前所得割額①-税額控除額⑤=所得割額⑥ 所得割額⑥+均等割額⑦=特別徴収税額⑧	*** 15,000円超 支払金額の 40,000円以下の 1/2	380,001~449,999円 3 3 万円 偶 450,000~499,999円 3 1 万円	①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に	種類	市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税	県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する客附金
特別徵収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額	保 とき +7,500円	者 500,000~549,999円 26万円	おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額	利益の配当等	1.6% 1.2% 0.8% 0.6%	2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対
(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入	険 40,000円超 支払金額の 70,000円以下の 1/4	特 550,000~599,999円 2 1 万円 600,000~649,999円 1 6 万円	合計課税所得金額が200万円超の者	27 ** 机次 外貨建等証券投資信託以外	0.8% 0.6% 0.4% 0.3%	する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民
金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当担額又は株	70,000円以下の 1/4   とき +17,500円	別 650,000~699,999円 11万円	①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に	証券投資 信 託 等 外貨建等証券投資信託	0.4% 0.3% 0.2% 0.15%	の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又 は市町村の条例で定めるもの
式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載し	料 70,000円超の 35,000円	按 700,000~749,999円 6万円 750,000~759,999円 3万円	相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に	○税額控除(住宅借入金等特別税額控除)		_
ています。 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することがで	控 支払った生命保険料に、一般の	除 750,000~759,999円 3万円 760,000円~ 0円	おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額	前年分の所得税において平成11年から18年3	まで又は平成21年から25年までの入居に係る	ただし1の寄附金が5千円を超える場合は、その超える金額 に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道
きなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の	ものと個人年金保険料の両方があ る場合は、それぞれの控除額を上	際 害 者 控 除 26万円 (特別除事者の場合) 30万円	②合計課税所得金額から200万円を控除した金額 控除の種類 金額 控除の種類 金額	住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、( 係る課税総所得金額等の100分の5に相当する	Dから②を控除した金額(前年分の所得税に う金額(97,500円を限度)を超える場合には、	府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額を さらに加算した金額(所得割の10%に相当する金額を超えると
額のことです。 ◎税率	除 の算式で計算し、合計します。	第 婦 (第大) 控 除 2 6 万円 (特別寡婦の場合) 3 0 万円	障害者 普通 1万円 一般 5万円	当該金額) に下欄の割合を乗じた額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別打	 	きは、その10%に相当する金額)
<ul> <li>均等割</li> </ul>	地 支払金額 控除額 保地 50,000円以 支払金額の1/2	勤 労 学 生 控 除 2 6 万円	控除 特別 10万円 特定 18万円	の金額又は平成19年若しくは平成20年の局	居住年に係る住宅借入金等の金額を有する	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 割合
市町村民税 円 道府県民税 円 ・所得割(総合課税分)	震 険震 下のとき 文仏並続の1/2	- 般 33万円 (下段は同居特別障害の場合 以下同) 56万円	事 婦     一般     1万円       扶養控除     老人     10万円	場合には、当該金額がなかったものとして ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別)		0円以上195万円以下 85% 195万円を超え330万円以下 80%
市町村民税 % 道府県民税 %	保 のとき 25,000円 5,000円以下 会額	* * 38万円	控除 特別 5万円 同居老親等 13万円	※ 平成11年から18年までの間に入居した者	で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除	330万円を超え695万円以下 70%
○所得控除 (付)等付 (中) (((付))	険 旧 <u>のとき</u> 土版	615円	寡 夫 控 除         1万円         同居特別障害者加算         12万円	申告書を提出した場合、上記の控除額に作 基づいて算出した金額		695万円を超え900万円以下 67% 900万円を超え1,800万円以下 57%
雑損 (実質損失額-総所得金額等の合計額×10%) 又は(災害関連 控除 支出の金額-5万円) のうちいずれか高い方の金額	料 期 15,000円 支払金額の 172+2,500円 1/2+2,500円	控 特 定 4.5万円 6.8万円	勤労学生控除 1万円 配偶者 38万円超40万円未満 5万円	市町村民税 3/5	道府県民税 2/5	1,800万円超 50%
医療費 医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか接際 低い金額)(限度額200万円)	控 約 15,000円超 10,000円	除 同居老親等 45万円 68万円	特別	<ul><li>○税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の区</li></ul>	市町村民税 道府県民税	0円未満 (選税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合) 90%
社会保険 本土 企修	のとき 地震保険料、旧長期契約の両方が	基 礎 控 除 33万円	配偶者   一般   5万円 整 除   40万円以上45万円未満   3万円 整 除   20万円 基 礎 控 除   5万円	配当割又は	3/5 2/5	0円未満 (課税山林所得会類又は課税退職所得金額を有する場合) める割合
料控除等 人公並做	ある場合は、限度額は25,000円		名八 10万0	株式譲渡所得割		Company of the Compan
◎税額の計算方法	生 支払金額 控除額	配偶者 一般 33万円 同居特別障 一般 56万円	◎税額控除(調整控除)	◎税額控除(配当控除)		◎税額控除(寄附金税額控除)
総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③ 課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④	15,000円以下の 全額	控除 老人 38万円 害の場合 老人 61万円 所 得 金 額 控除額	合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、	課税所得金額	1,000万円 以下の部分 和の部分	前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額 が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当
税額控除前所得割額①-税額控除額⑤=所得割額⑥	命 15,000円超 支払金額の	180,001~449,999円 33万円	市町村民税3%) に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に	種類	市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税	→ する金額)が5千円を超える場合には、その超える金額の道府 県民程は4% 市町村民程は6%に相当する金額
所得割額⑥+均等割額⑦=特別徵収税額⑧ 特別徵収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額	保 40,000円以下の 1/2 とき +7,500円	偶 450,000~499,999円 31万円 者 500,000~549,999円 26万円	おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額	利益の配当等	1, 6% 1, 2% 0, 8% 0, 6%	1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対
(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。	17,300円 支払金額の	者 500,000~544,999円 2 1 万円	②合計課税所得金額 合計課税所得金額が200万円超の者			する寄附金
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入	) 70,000円以下の 1/4 +17,500円	行 600,000~649,999円 1 6 万円	①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場	証券投資 外貨建等証券投資信託以外	0.8% 0.6% 0.4% 0.3%	3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民 の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又
金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株 式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載し	料 70,000世纪(0)	別 650,000~699,999円 1 1 万円	合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に 相当する金額	信 託 等 外貨建等証券投資信託	0.4% 0.3% 0.2% 0.15%	は市町村の条例で定めるもの
ています。	とき 35,000円	(2) 750,000~759,999円 3万円	①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額	②税額控除(住宅借入金等特別税額控除) 前年分の所得税において平成11年から18年3	まで又は平成21年から25年までの入居に係る	ただし1の寄附金が5千円を超える場合は、その超える金額
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の	控 支払った生命保険料に、一般の ものと個人年金保険料の両方があ	760,000円~ 0円 廠 害 者 控 除 2.6万円	②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、(	①から②を控除した金額(前年分の所得税に	に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道 府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額を
額のことです。	除 る場合は、それぞれの控除額を上 の算式で計算し、合計します。	障害者控除 26万円 (特別障害者の場合) 30万円 寡婦(寡夫)控除 26万円	控除の種類 金額 控除の種類 金額	係る課税総所得金額等の100分の5に相当する 当該金額)に下欄の割合を乗じた額		さらに加算した金額(所得割の10%に相当する金額を超えると きは、その10%に相当する金額)
<ul><li>○税率</li><li>・均等割</li></ul>	th 支払金額 控除額	(特別寡婦の場合) 30万円 勤 労 学 牛 控 除 26万円	障害者     普通     1万円     一般     5万円       控除     株型     10万円	①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別技の金額又は平成19年若しくは平成20年の局		課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額割合
市町村民税 円 道府県民税 円	保地 50,000円以 家 険震 下のとき 支払金額の1/2	- 約 33万円	技養控除 特定 18万日	場合には、当該金額がなかったものとして	て計算した金額)	0円以上195万円以下 85%
<ul> <li>所得割(総合課税分)</li> <li>市町村民税 % 道府県民税 %</li> </ul>	料 50,000円超 25,000円	大 (下段は同居特別障害の場合 以下同) 5 6 万円	寡婦 一般 1万円 老人 10万円	②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別 ※ 平成11年から18年までの間に入居した者。	控除等適用前の金額) で、古町村長に住宅供入会等特別税額均除	195万円を超え330万円以下 80% 330万円を超え695万円以下 70%
市町村民税 % 道府県民税 %	保 5,000円以下 全額 ロットき	養 老 人 38万円 61万円	控 除 特別 5万円 同居老親等 13万円	申告書を提出した場合、上記の控除額に作		695万円を超え995万円以下 67%
練損 (実質損失額-総所得金額等の合計額×10%) 又は(災害関連 控除 支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額	映 長 5,000円超 支払金額の	控 特 定 4.5万円 6.8万円	寡 夫 控 除 1万円 同居特別障害者加算 12万円	基づいて算出した金額 市町村民税 3/5	道府県民税 2/5	900万円を超え1,800万円以下 57% 1,800万円超 50%
医療費 医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか	料 契 以下のとき 1/2+2,500円	4.6.77	勤労学生控除 1万円 配偶者 38万円超40万円未満 5万円	◎税額控除(配当制額又は株式等譲渡所得割額の		0円未満
控除 低い金額)(限度額200万円)	控 約 15,000円超 10,000円 のとき 地震保険料、旧長期契約の両方が	除 同 居 老 親 等 45万円 68万円	配偶者 一般 5万円 控除 40万円以上45万円未満 3万円	配当割又は	市町村民税 道府県民税 3/5 2/5	(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合) 90% 0円未満 地方税法に定
社会保険 料控除等 支払金額	ある場合は、限度額は25,000円	基礎控除 33万円	控 除   老人   10万円   基 礎 控 除   5万円	株式譲渡所得割	-7-	(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合) める割合
◎税額の計算方法	山 支払金額 控除額	配偶者 一般 33万円 同居特別随 一般 56万円	◎税額控除(調整控除)	○税額控除(配当控除)		◎税額控除(寄附金税額控除)
総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③	生 15,000円以下の 全額	控除 老人 38万円 害の場合 老人 61万円	合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、	課税所得金額	1,000万円 1,000万円	前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額 が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当
課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④ 税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥	命 25 15,000円超 支払金額の	配 所得金額 控除額 380,001~449,999円 3.3万円	市町村民税3%) に相当する金額	種類	以下の部分 超の部分 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税	する金額)が5千円を超える場合には、その超える金額の道府
所得割額⑥+均等割額⑦=特別徵収税額⑧	(円 40,000円以下の 1/2	偶 450,000~499,999円 31万円	①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額			県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
特別徴収税額③-控除不足額⑨=差引納付額 (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。	作 とき +7,500円 40,000円超 支払金額の	者 500,000~549,999円 2.6万円 550,000~599,999円 2.1万円	②合計課税所得金額 合計課税所得金額が200万円超の者	利益の配当等	1. 6% 1. 2% 0. 8% 0. 6%	2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対 する 客附金
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入	映   70,000円以下の 1/4	特 600,000~649,999円 16万円	①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場	証券投資 外貨建等証券投資信託以外	0.8% 0.6% 0.4% 0.3%	3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民 の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又
金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株 式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載し	とき +17,500円 料 70,000円超の 05,000円	が 650,000~699,999円 11万円 拡 700,000~749,999円 6万円	合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に 相当する金額	信 託 等 外貨建等証券投資信託	0.4% 0.3% 0.2% 0.15%	は市町村の条例で定めるもの
ています。	とき 35,000円	750,000~759,999円 3万円	①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に	○税額控除(住宅借入金等特別税額控除)	ナカフト正式の左かとの5年ナカの1日に長て	ただし1の寄附金が5千円を超える場合は、その超える金額
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することがで	控 支払った生命保険料に、一般の ものと個人年金保険料の両方があ	「760,000円~ 0円   障害者接除 2.6万円	おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	前年分の所得税において平成11年から18年 住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、(		に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道 府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額を
きなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の 額のことです。	る場合は、それぞれの控除額を上 の算式で計算し、合計します。	(特別障害者の場合) 30万円	控除の種類 金額 控除の種類 金額	係る課税総所得金額等の100分の5に相当する 当該金額)に下欄の割合を乗じた額	5金額 (97,500円を限度) を超える場合には、	さらに加算した金額(所得割の10%に相当する金額を超えると
◎税率	・ 支払金額 控除額	(特別寡婦の場合) 30万円	障害者 普通 1万円 一般 5万円	<ul><li>①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別技</li></ul>		きは、その10%に相当する金額)
・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円	地 保地 50,000円以 支払金額の1/2	勤 労 学 生 控 除 2 6 万円 	控 除 特別 10万円 扶養控除 特定 18万円	の金額又は平成19年若しくは平成20年の原 場合には、当該金額がなかったものとして		課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額 割合 0円以上195万円以下 85%
<ul><li>所得割(総合課税分)</li></ul>	展料 50,000円超 25,000円	(下段は同居特別障害の場合 以下同) 5 6 万円	寡婦 一般 1万円 老人 10万円	②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別 ※ 平成11年から18年までの間に入居した者。		195万円を超え330万円以下 80%
市町村民税 % 道府県民税 % ◎所得控除	保 5,000円以下 全額	養 老 人 38万円 61万円	控 除 特別 5万円 同居老親等 13万円	申告書を提出した場合、上記の控除額に任	代えて、地方税法附則第5条の4の規定に	330万円を超え695万円以下 70% 695万円を超え900万円以下 67%
	険 長 5,000円超 支払金額の	推 特 定 4.5万円	寡   夫   控   除   1万円   同居特別障害者加算   12万円	基づいて算出した金額 市町村民税 3/5	道府県民税 2/5	900万円を超え1,800万円以下 57%
控除 支出の金額-5万円) のうちいずれか高い方の金額 医療費 医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか	料 期 15,000円 1/2+2,500円 契 以下のとき 1/2+2,500円	- 687H	勤労学生控除 1万円 配偶者 38万円超40万円未満 5万円	<ul><li>○税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の)</li></ul>	控除)	1,800万円超 50%
控除 低い金額)(限度額200万円)	控 約 15,000円超 10,000円 のとき	除 同居老親等 45万円 68万円	配偶者 一般 5万円 控除 40万円以上45万円未満 3万円	区 分配当知又は	市町村民税 道府県民税	0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)   90%   0円未満   地方鏡法に定
社会保険 料控除等 支払金額	除 地震保険料、旧長期契約の両方が ある場合は、限度額は25,000円	基礎控除 33万円	控 除 老人 10万円 基 礎 控 除 5万円	配 当 剂 又 は 株 式 譲 渡 所 得 割	3/5 2/5	0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合) 地方税法に定 める割合
	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••					
備考 1 市町村は、この通知に不服がある場 2 受給者番号は、給与支払報告書(値		取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、 当該納税義務者の受給者番号を記載する				

- 2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
- 4 差引納付額欄は、特別徴収税額③から既納付額⑪を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
- 5 変更前税額⑫欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。

### 平成 年度分 市町村民税 申告書(分離課税等用)

	X= /11 / N 24 1/0		w 1	
フリガナ		生 年 月 日	整理番号	
氏 名			電話番号	

### 2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

### 3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種目				必	要	経	費	
	事業 譲渡		雑						円
	事業	事業 譲渡							
	事業	事業 譲渡							
	特例適		<b>適用条文</b>						

### 4 上場株式等の配当所得に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
	•	円	円
	•		
	•		

### 6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額(A-B) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

### 7 山林所得・退職所得に関する事項

Ш	A 収入金額		B 必要	<b>E</b> 経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)
Н	71	円		円	円	円	円
退	職	A 収入金額	勤続年数	普通 障害	B 退職所得控除額	C 差引(A-B)	所得金額(C×1/2)
沤	<b>邦</b> 政	円 (	年 年 月間)	□ 普通 □ 障害	円	円	円

	短期	_		般	分	シ	円	この
	譲渡	軽		減	分	ス		申告書
1	長	_	般	の	譲渡	セ		書(分
収	期譲	優に	良信係	主宅 る	地等譲 渡	ソ		ガ離課
入	渡	居譲	住月	月財	産の渡	Я		<b>杯税等</b>
金	株式等	未	公	. [	開 分	チ		用)
額	の譲渡	上		場	分	ツ		は、
	上	場杉	未式等	等の	配当	テ		市町
	先	4	勿	取	引	٢		村民
	短期	_		般	分	25)	円	税・道
	譲渡	軽		減	分	26)		坦府県
5	長	_	般	の	譲渡	27)		民税
所	期譲	優に		主宅 る	地等譲渡	28)		申告
得	渡	居譲	住月	月財	産の渡	29		書と
金	株式等	未	公	. [	開 分	30)		一緒
額	の譲渡	上		場	分	31)		に提出
	上場	易株	式	等の	配当	32)		
	先	4	勿	取	引	(33)		してください
								さい。

### 源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

;	知事殿	特	所在地	也及び	ぎ 名称							
平成 年分 中途	月分											
平成年月月	日提出	出収									E	D
特別徴収義務者	番 号	一 ~ — 義										
旧特別徴収義務者	<b>!</b> ! 番 号	— 務	(所属	)								
	1 1	者	(電話	)						I		
処理 事項				,		口座都	<u> </u>			加入者	7名	
支 払 金 額	0 1		+	億	手i !	百	十	万 <b>.</b>	千	百』 』	十i I I	円
税  額	0 2			]   	 			] ] ]		! ! !	       	
(延滞金)	0 3			j 1	i !		i	_		! ! !	] 	
納 入 金 額 合 計	0 4			) ] ]	1 1 1			 		 	] ] ] ]	
課税事務所	Í											
(取りまとめ店	)							受				
(取りまとめ局	)				(〒		)	付				
上記のとおり源泉徴収選 ついて申告します。	択口囚	区内配当	当等に任		2当割 都道床		110	印				

### 備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- 1 「平成 」 年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の4の2第2項において読み替えて準用する同令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合には、「中途」を○で囲み、「月分」の欄には、同項各号に掲げる事実の生じた日の属する月を記載すること。
- 2 「特別徴収義務者番号」の欄には、商業登記法第6条に規定する商業登記簿において付 された会社法人等番号を記載すること。
- 3 「旧特別徴収義務者番号」の欄には、前回納入申告時の特別徴収義務者番号と今回納入申告時の特別徴収義務者番号が異なる場合に、前回納入申告時の特別徴収義務者番号を記載すること(同一の場合は空欄とすること)。
- 4 「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 5 「支払金額」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払金額を記載すること。
- 6 「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額 から還付税額を控除して得た金額を記載すること。
- 7 「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 8 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 9 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」の欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

	区	分		支	払	金	額	税额
54	源泉徴収込	選択口座内	<b>卜配当</b> 等	r F				
	課	税 (a)	11	· 億 千 		十 万	手,百,十	-', 円  +', 億', 千', 百', +', 万', 千', 百', +', 円
	還付稅	拍 額 (b)	12	I I I I I I	I I I I I I		1 1 1	
	非課務	党 等 (c)	13		     	1 1	1 1 1	
計 (	a) — (b)	+ (c)	14	 I I I I	i i I I I I		i i i	
摘要								

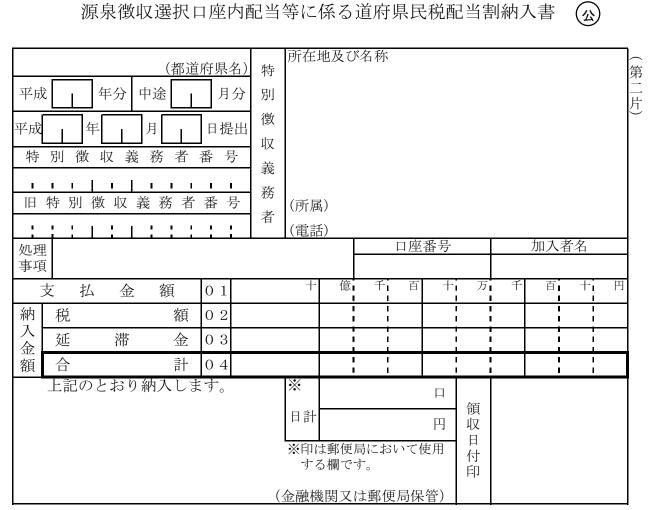
### 備考

- 1 「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。
- 2 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の2の5第4項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
- 3 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。

### 源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書

	(都道》	<u> </u>	特 名)	所在:	地及ひ	名称							
平成		月:	分別										
平成		<b>-</b> 日提	<b>一</b> 徴										
J			<b>ЧХ</b>										
特	別徴収義務者	番 号	義										
<u></u> 旧	<b>!</b>	<u>   </u> 番号	務	/-r =	1 \								
IH	付別以収我伤日	笛 た	者	(所属									
!	<u> </u>	<u>! !</u>		(電記	<u>f)</u>			T. D	-		-bn -t -1	b. h	
処理 事項							口座	番方			加入者	<u> 19</u>	
1 1	支 払 金 額	0 1		+	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納	税額	0 2			I	Î		ĺ			i I	Î Î	
入金	延滞金	0 3				1 1					 	 	
額	合 計	0 4			I	I I		ļ			I I	I I	
司正	果税事務所	ŕ							ZY.				
耳	うりまとめ 店	<u>-</u>							領収日				
耳	文りまとめ 届	j				(〒		)	日付日				
	上記のとおり通知しま	す。			(=		5県保	<b>答</b> )	印				

### 源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入書



### 源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割領収証書 껇



平成 平成 特 - 旧	年	中途 月 義務者	<b>1</b>	別徴収義發	所在: (所属		が名称							殿	(第三片)
処理 事項		•		•	T ( ) = BF			口座	番号			加入	者名		
3	支 払 🕏	金 額	0 1		+	億	千	百	+	万	千	百	+	円	
納	税	額	0 2							 				l I	
入金	延 滞	金	0 3											! !	
額	合	計	0 4									I		i i	
	上記のとお	り領収しる	ました。	0			(約7)	人者保	一管)	領収日付印					

備考 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとすること。

2 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。) は、複写により 記入するものとすること。

3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

第十七号樣式別表中

¬			¬
(			(摘要)
住字借入余等特別控除可能額			
B			
	<b>L</b>	を	

6から10を7から11までとし、 5の次に次のように加える。

Ų

居住開始年月日

に改め、

同表記載要領11を12と

6 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定(以下6において「特例規定」という。)の適用があ

る場合には、「摘要」欄には次により記載してください。

(イ)租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する当該申告書に記載された金額(以下(イ)に

税額を超える場合には、 おいて「住宅借入金等特別控除可能額」という。)が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる 住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。

- 口)給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合((ハ)に規定する場合に該当 牟 租税特別措置法第41条の規定の適用 બ を受けた旨及び当該年月 ・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項の規定に る場合を除く。)には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日(当該年月日が阪 日)を記載してください。 に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、 その適用 ᢖ Ø
- (ハ)給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第41条第1項、 住宅借入金等の金額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、 の2第1項若し 頃に規定する住宅の取得等、 おけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。)に係る住宅の取得等(同法第41条 項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合に くは第4項に規定する住宅の増改築等をいう。以下(ハ)において同じ。) 同条第5項に規定する認定長期優良住宅の新築等又は同法第41条の3 同条第3頃に規定する特 第3項若しくは第 に後ろ Ø G

二)給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の に後 の2第1項又は第4項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、 例住 る居住年ごとに区分し、 同じ。)について特例規定の適用を受けた者である場合には、 ω 9 Ø 2 第 1 項若しくは第 4 項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において 宅借入金等の金額、 溪屋 西を開 住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額を記載 当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨(同法第41条の3 同条第5項 に規定する認定長期優良住宅借入金等の金額又は同法第41条の 302 船一 当該住宅借入金等の金額につき異な 項又は第4項の規定により特例規 その旨)、 特例規定の適用 してください。

記載してください 定の適用を受けた者である場合((ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。)には、

その回を

附則

施行期日)

第 一 条 この省令は、 公布の日から施行する。 ただし、 附則第十八条の改正規定は、 平成二十二年一月一日

から施行する。

## (事業税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、 平

成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、 同日前に開始した事業

年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第三条 新規則の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の

個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税及び市町村

民税については、なお従前の例による。